

【 別 添 1 】

1. 利用料金

- ① 利用者がまだ（要介護・要支援）認定を受けていない場合または総合事業対象者になっていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。（要介護・要支援）の認定を受けた後もしくは総合事業対象者となった後に、自己負担額を除く金額が介護保険等から払い戻されます（償還払い）。また、（居宅・介護予防）サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給等の申請を行うための必要事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ② 介護保険からの給付額及び総合事業からの利用者負担金に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。
- ③ 利用者が（要介護・要支援）認定中にサービスの提供を受け、かつ、自立と判定され、保険給付を受けられない場合には、介護保険・総合事業基準外サービスとし、別に定める利用料金を支払うものとします。
- ④ 利用者は、介護保険算定基準に基づき保険給付の対象とならないサービス及び総合事業算定基準の対象にならないサービスを受けた場合、利用料の全額を事業者に支払うものとします。

介護保険・総合事業基準サービス

【 指定通所介護 】

① サービス利用料金（*1日につき）

下記の単位数から、所定単位数（利用者の要介護度に応じた単位数と各種算定された加算を加えた単位数）に、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」を上乗せし、地域区分「その他」であるため10円を乗じた額をサービス利用料金とします。その内、介護保険自己負担分（介護保険負担割合証記載の割合）をお支払い下さい。

なお、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

(単位：単位数)

提供時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
2時間以上3時間未満	272	311	351	392	432
3時間以上4時間未満	370	423	479	533	588
4時間以上5時間未満	388	444	502	560	617
5時間以上6時間未満	570	673	777	880	984
6時間以上7時間未満	584	689	796	901	1008
7時間以上8時間未満	658	777	900	1,023	1,148

【加算】介護保険算定基準に基づいて算定されます

- ・サービス提供体制加算 (I) 22 (1回につき)
- ・サービス提供体制加算 (II) 18 (1回につき)
- ・入浴介助加算 (I) 40 (1日につき)
- ・入浴介助加算 (II) 55 (1日につき)
- ・個別機能訓練加算 (I) イ 56 (1日につき)
- ・個別機能訓練加算 (I) ロ 85 (1日につき)
- ・個別機能訓練加算 (II) 20 (1月につき)
- ・生活機能向上連携加算 (I) 100 (3月に1回を限度)
- ・生活機能向上連携加算 (II) 200 (1月につき)
- ・口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20 (1回につき)
- ・口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5 (1回につき)
- ・口腔機能向上加算 (I) 150 (1月につき2回を限度)
- ・栄養アセスメント加算 50 (1月につき)
- ・口腔機能向上加算 (II) 160 (1月につき2回を限度)
- ・栄養改善加算 200 (1月につき2回を限度)
- ・若年性認知症利用者受入加算 60 (1日につき)
- ・認知症加算 60 (1日につき)
- ・中重度者ケア体制加算 45 (1日につき)
- ・科学的介護推進体制加算 40 (1月につき)
- ・ADL維持等加算 (I) 30 (1月につき)
- ・ADL維持等加算 (II) 60 (1月につき)
- *介護職員処遇改善加算 (I) 利用する所定単位数に9.2%が上乗せされます
- *介護職員処遇改善加算 (II) 利用する所定単位数に9.0%が上乗せされます
- *介護職員処遇改善加算 (III) 利用する所定単位数に8.0%が上乗せされます
- *介護職員処遇改善加算 (IV) 利用する所定単位数に6.4%が上乗せされます
- *介護職員処遇改善加算 (V) 利用する所定単位数に8.1~3.3%が上乗せされます
- *送迎減算 居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する

② 食費 (1食につき)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。 (単位：円)

・食費	800
-----	-----

【指定総合事業第1号通所事業 (通所介護相当サービス)】

① サービス利用料金 (*1日につき)

下記の単位数から、所定単位数 (利用者の要介護度に応じた単位数と各種算定された加算を加えた単位数) に、「介護職員処遇改善加算 (I)」「介護職員等特定処遇改善加算 (I)」を上乗せし、地域区分「その他」であるため10円を乗じた額をサービス利用料金とします。その内、介護保険自己負担分 (介護保険負担割合証記載の割合) をお支払い下さい。

なお、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります

1 回単価	事業対象者・要支援 1 ※1 月の中で全部で 4 回まで	436	1 回につ き
1 回単価	事業対象者・要支援 2 ※1 月の中で全部で 5 回から 8 回まで	447	
包括単価	事業対象者・要支援 1 ※週 1 回の利用で 1 月に 5 回利用の場合	1,798	1 月に つき
包括単価	事業対象者・要支援 2 ※週 2 回の利用で 1 月に 9 回利用の場合	3,621	
中山間地域等に居住する者へのサー ビス提供加算		50/100	
生活機能向上グループ活動加算		100	
若年性認知症利用者受入加算		240	
栄養アセスメント加算		50	
栄養改善加算		200	
口腔機能向上加算 (I)		150	
口腔機能向上加算 (II)		160	
一体的サービス提供加算		480	
サービス提供体制強化加算 I	事業対象者・要支援 1		
サービス提供体制加算 I	88	176	
サービス提供体制加算 II	72	144	
サービス提供体制加算 III	24	43	
科学的介護推進体制加算		40	
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数に 9.2% 上乘せ		
介護職員処遇改善加算 II	所定単位数に 9.0% 上乘せ		
介護職員処遇改善加算 III	所定単位数に 8.0% 上乘せ		
介護職員処遇改善加算 IV	所定単位数に 6.4% 上乘せ		
介護職員処遇改善加算 V	所定単位数に 8.1~3.3% 上乘せ		

(単位：単位数)

② 食費 (1 食につき)

③ 入浴料 (1 回につき)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。 (単位：円)

・食費	800
・入浴料	380

(2) 介護保険基準外サービス

【指定通所介護】・【指定総合事業第 1 号通所事業 (通所介護相当サービス)】

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。 (単位：円)

・希望により利用するサービスの自己負担分	実費
・その他の費用	実費
・利用者の希望により、通常のサービス提供時間を越えてサービスを提供する場合に要した費用 時間外 30 分につき	600
・利用者が (要介護・要支援) 認定中にサービスの提供を受け、かつ、自立と判定され、保険給 付を受けられない場合の費用 *総合事業対象者外になった場合も同様の扱い	
(1) サービス利用料金 (1 日につき)	5,300
(2) 食費 (1 食につき)	800
(3) 入浴料	380
(4) その他の費用	実費

